



TEL090-8004-0577



TEL090-1690-5106

日本共産党市議会議員団

おぜき栄子
鳥井やすこ

無料法律相談会毎月第1火曜日 おぜき栄子・鳥井やすこ事務所
相談される方は事前に事務所へ連絡して下さい。TEL(72)7848 FAX(71)8392

にこっと通信

第140号

2021年1月1日(水)
足利市田中町789
第3石川ビル3階
市議会議員
おぜき栄子

おぜき栄子

新しい年を迎え、いかがお過ごしでしょうか。
昨年 of 新型コロナウイルス感染症の拡大は、医療、介護、学校、飲食店をはじめ事業所などの皆さん、市民の皆さんに多大な影響を、及ぼしました。感染拡大が止まりません。今、やるべきことはPCR検査の徹底と医療・介護・事業者への減収補てんを行うことです。これを国・県に対して働きかけるとともに市独自の施策を行い、市民の困難に寄り添った税金の使い方に改めるべきです。これらを実現するために今年も精一杯頑張ります。

鳥井やすこ

新年のご挨拶を申し上げます。晴れやかにお祝いの言葉を口にするのを躊躇してしまう年明けとなりました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で年越しは、今まで経験したことのないものです。2021年は、「困った人にやさしい政治。」を自分の課題とし、コロナ禍の中でさまざまな困難(失業・貧困等)に見舞われた市民に寄り添い、安心して暮らせる足利市にしていこうと取り組みたいと考えています。

市民のくらし
福祉優先へ！



12月議会議案の賛否

議案	内 容	賛否	
		おぜき	鳥井
第66号	令和2年度一般会計補正予算(第7号)について	○	○
第67号	令和2年度一般会計補正予算(第8号)について	○	○
第68号	市職員の給与に関する条例等の改正について	○	○
① 第69号	特別会計条例の改正について	×	×
第70号	令和2年度一般会計補正予算(第9号)について	○	○
第71号	公告式条例の改正について	○	○
② 第72号	老人福祉センター条例の改正について	×	×
③ 第73号	保育所条例の改正について	×	×
第74号	国民健康保険条例の改正について	○	○
④ 第75号	令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	×	×
第76号	学校教育環境審議会条例の制定について	○	○
第77号	名草セミナーハウス条例の制定について	○	○
⑤ 第78号	市民プラザ条例の改正について	×	×

十二月議会報告

会期は、11月27日から12月22日でした。

主な議案

- ①仮称あがた駅北産業団地開発事業特別会計
 - ②南幸楽荘、名草保育所の廃止等
- 日本共産党市議団は以下の5つの議案に反対しました。

産業団地より市内業者支援を！

①議案第69号は足利市特別会計条例に「仮称あがた駅北産業団地開発事業特別会計(仮称)あがた駅北産業団地開発事業」を追加する条例の改正です。リーマンショックを上回る可能性が指摘される新型コロナウイルス感染症の経済的ダメージが進んでいる中で、足利市単独の事業として産業団地事業に取り組むことは、大きなリスクを抱えることになり、既に新型コロナウイルス感染症の経済的ダメージを受けている市内事業者の方たちへの援助こそ最優先で取り組むべき課題で、論議が十分に行われぬまま進めることは、許されません。

高齢者のさらなる負担増！

④議案第75号は、国庫補助金の高齢者医療制度を円滑に行うためのシステム改修費です。2021年から、特例軽減がなくなり、保険料の値上げとなります。そのためのシステム改修の一部です。国庫負担分は、老人保健制度が始まった1983年の45%から35%に減少しました。45%に戻し国に対して、公的責任を果たせと働きかけるべきです。

入所希望者があるのに廃止！

③議案第73号は、名草保育所を廃止することです。それには、二つの問題があります。一つは、名草保育所に入所希望者があつたのに廃止を決めたこと。もう一つは名草地域に子育て世代の若者などの人口増が見込めなくなることです。このことにより、過疎化がさらに進み、農村地帯がさらに荒れ果てた地域になってしまふのではないかと。保育所の存在は、地域になくてはならないまちづくりの基本です。行政は、入所児童を増やすためにあらゆる努力が必要です。

南幸楽荘は河南地域に必要！

②議案第72号は、公共施設再編計画に基づき、南幸楽荘を廃止する条例改正です。南幸楽荘は、所在地を河南地域に有し、人口の33%、高齢者比率も30%を占める地域であり、河南地域になくてはならない老人福祉施設であること、足利市全体の人口比、高齢者比に照らしても地域の実情に合った公共施設再編計画を十分な論議を経て見直しを行うべきです。

市民会館の解体は十分な議論を！

⑤議案第78号は足利市民会館の閉館により貸館機能を、足利市研修センターを足利市民プラザの別館として使用するために行われる条例改正です。新足利高校のために足利市民会館の用地を提供することから派生する足利市の公共施設の影響は大変大きなものとなります。市民会館の建て替えについて、解体だけが進められていくことは到底市民の理解を得られないものでありません。市民会館建て替えに反対するものではなく、見切り発車的な条例改正は受け入れられません。

一般質問の内容は
次号に掲載します



足利学校・正殿改修後のライトアップ公開

少人数学級を求める請願を不採択に

新日本婦人の会が議会に提出した少人数学級の前進を求める請願「が議会でも不採択となりました。日本共産党議員（紹介議員）は不採択に反対をしましたが、不採択に賛成する討論は行われず、道理のなさが浮き彫りになりました。

鳥井やすこの反対討論要旨

国の責任による20人学級」を展開した少人数学級の前進を求める請願については、新型コロナウィルス感染症の拡大の中、子どもたちに安心して学べる環境を確保する意味で「少人数学級」を実現することを求めた意見書の採択をのぞむものとなっています。

今回、教育経済建設常任委員会において不採択とされた理由には教職員や教室の確保について全国的に大きな財政負担等が生じる」とありますが、日本教育学会による本年5月の提言において小学校・中学校・高校の教員増とICT支援員・学習指導員を小中高に配置した場合の必要な予算を

約1兆円と試算。教職員の確保については、少子化による生徒数の自然減もあり、教員を増員するまでもなく児童生徒数の減少があっても教員数を減らさずに対応することで1兆円以下で可能です。教室の確保についても、多くの学校で、既に生徒数の減少は起きており空き教室の転用で対応可能な学校が多い状況があります。また、少人数学級よりオンライン授業の取組が急がれるとの指摘がありましたが、オンライン学習に臨むにあたつても、今までは違った対応が教員には求められ、35人の定員のままでよいとは思えません。



子どもたちは、長期にわたる休校をはじめコロナ禍で大きなストレスを抱えており、学びと成長への抜本的な支援が必要です。

一人ひとりの子どもの学び、心身のケア、感染対策をはかるために、少人数学級は喫緊の課題となっています。

学校再開後も小中学生の7割がストレスを感じているという調査もあり、子どものケアは引き続き重要になっています。遅れへのあせりから「詰め込み」に走るようなことなく、子どものストレスに配慮した学習計画と学校運営を行うようにすることが求められています。



寒さに負けず、街頭から政策の訴えと議会報告を行う。

年末年始、市の対応強化を申入れ

日本共産党市議団は左記の「コロナ禍における年末年始の体制強化を求める緊急申入れ」を12月25日に和泉市長に行いました。

申入れ要旨

1. 年末年始に市民への相談窓口を開設し、県、関係団体と連携し支援にあたること。
2. 市役所等で休日・夜間窓口の代表電話の案内を掲示し、休日診療所の案内を掲示すること。
3. 安足健康福祉センターと連携しPCR検査ができる体制をとること。
4. 市内中小企業の経営継続に向けたさらなる支援を速やかに検討・実施すること。

足利市役所連絡電話番号
0284-20-2222(代表)

「妊産婦医療費助成制度の陳情」を議論せず

栃木県社会保障推進協議会より提出された陳情書---国に対して「妊産婦医療費助成制度」を創設するよう意見書提出を求める陳情書---は議会に上程されませんでした。

陳情の要旨

疾患や受診科目による制限のない妊産婦に対する医療費助成制度を国の制度として早期に実現を求める意見書を提出。

＊足利市議会基本条例第17条で、「議会は請願または陳情があったときは適切かつ誠実にこれを審議するもの」としています。議会上程しないことは、この条例に反する行為です。

足利市長 和泉 聡 殿

2020年12月25日

日本共産党足利市議団 尾関米子
鳥井康子

コロナ禍における年末年始の体制強化を求める緊急申し入れ

日頃の行政業務に加え、新型コロナウイルス感染症の対応に尽力されていることに敬意を表します。

厚生労働省11月24日付事務連絡「年末年始における生活困窮者支援等に関する協力依頼等について」にもあるとおり、本年の年末年始において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、生活に困窮した方への迅速かつ丁寧な対応が例年以上に必要であると考えます。

感染症対応についても、感染が急拡大しているもとでの年末年始に検査や保護・療養の遅れが生じないよう、体制をとることが重要です。

日本共産党足利市議団は、市民の命とくらしを守るために年末年始の体制を適切に確保されるよう、以下について強く要望します。

- 1 年末年始に、市として暮らしと労働、事業経営にかかわる相談窓口を開くこと
相談があった方については、栃木県や関係団体とも連携して確実に支援につなげるように対応すること。
- 2 市役所および公民館・行政サービスセンターの出入り口において、より丁寧な休日・夜間窓口ならびに市役所代表電話の案内を掲示すること。あわせて休日診療所の案内を掲示すること。
- 3 安足健康福祉センターと連携し、年末年始に途切れることなくPCR検査ができる体制をとること。
- 4 市内小規模事業者への給付金の再給付など、市内中小企業の経営継続に向けたさらなる支援を速やかに検討・実施すること。また、市内の企業に対し、年末年始の解雇や雇止めを行わないように呼びかけること。

以上